

ネクサス・わかば

生活介護 料金表

1. 施設利用に関する利用料金

総単位数（基本サービス費＋各種加算）×10.18円（1単位あたりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には90%が代理受領額、10%が自己負担額となります。

①基本サービス費（介護給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

請求区分	職員配置	請求単位 (単位/日)	請求額 (円/日)
生活介護サービス費 区分6	1.7:1	1,108	11,279
区分5	1.7:1	820	8,347
区分4	1.7:1	562	5,721
区分3	1.7:1	496	5,049

・定員41人以上60人以下の給付費単価となっております

②各種加算

（令和5年4月現在、 部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります）

加算項目		請求単位 (単位/日)	請求額 (円/日)
1	人員配置体制加算Ⅰ	212	2,158
2	福祉専門職配置加算Ⅰ	15	152
3	常勤看護職員等配置加算Ⅰ	19	193
4	初期加算	30	305
5	訪問支援特別加算（1時間未満）	187	1,903
6	訪問支援特別加算（1時間以上）	280	2,850
7	欠席時対応加算	94	956
8	リハビリテーション加算Ⅰ	48	488
	リハビリテーション加算Ⅱ	20	203
9	利用者負担上限額管理加算	150	1,527
10	食事提供体制加算	30	305
11	送迎加算Ⅰ（片道につき）	21	213
	送迎加算Ⅰ（片道につき）（重度）	（送迎加算Ⅰに＋）28	（送迎加算Ⅰに＋）285
12	福祉介護職員処遇改善加算Ⅱ	月の総単位数×32/1,000（単位）	
13	福祉介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	月の総単位数×14/1,000（単位）	
14	福祉介護職員等ベースアップ等支援加算	月の総単位数×11/1,000（単位）	

- 区分5又は6に該当する利用者の総数が利用者の数の合計数の60/100以上であり、生活支援員等を常勤換算数で利用者の数を1.7で除して得た数以上配置
- 常勤の生活支援員等のうち社会福祉士等、国家資格所持者を35%以上配置
- 看護職員を常勤換算で1以上配置

4. 利用開始日から起算して 30 日以内の期間
5. 利用者が連続して 5 日間利用しなかった時に職員が居宅訪問し 1 時間未満 の相談援助を行った場合（月 2 回まで算定）
6. 利用者が連続して 5 日間利用しなかった時に職員が居宅訪問し 1 時間以上 の相談援助を行った場合（月 2 回まで算定）
7. 急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合。（月 4 回まで）
8. リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対し支援した場合（I については四肢の麻痺その他これに類する状態にあるもの）
9. 事業所が利用者負担額合計の管理を行った場合
10. 収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合
11. 区分 5 又は 6 に該当する利用者が送迎利用者数の 60% を占め、かつ事業所の職員が、利用者の送迎を行った場合（片道毎）
12. 福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合する取組みを実施している場合
13. 福祉・介護職員処遇改善加算を取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、当該加算に基づく取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合
14. 福祉・介護職員処遇改善加算を取得している事業所が賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の 2/3 を介護職員等のベースアップ等に使用する場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の 1 割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて 1 ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が 2 割軽減されます。尚、支給量を超えた分は全額自己負担にて徴収させていただきます。

所得を判断する際の世帯の範囲	
種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者

区 分	対 象 者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般 1	市民税課税世帯（年収概ね 890 万円以下）	9,300 円
一般 2	一般 1 以外の課税世帯	37,200 円

2. 食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として実費を頂きます。

食事代（昼食）	670 円/日（食材料費 370 円） （食事提供体制加算対象者は食材料費のみ）
入浴代	500 円/回
行事食	実費
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費